

委託業務等実施協定書

厚生労働省と日本年金機構(以下「機構」という。)は、次のとおり、厚生年金保険法等の規定に基づき日本年金機構が国からの委任又は委託を受けて実施する業務(以下「委託業務等」という。)に係る協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、委託業務等について、厚生労働省と機構との役割及び責任を明確にするとともに、厚生労働省と機構が相互に協力し、機構が実施する年金業務等が円滑に実施され、また、その効率性が高まるようにするために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的役割)

第2条 機構は、法令等の定めに従って年金業務等を実施する受託者としての責任を負うとともに、善良なる管理者の注意義務を持って受託業務を誠実に実施する。

2 厚生労働省は、政府管掌年金制度の保険者等としての責任を負うとともに、国民に対する年金サービス等の実施という観点から、機構の業務が円滑に行われるように必要な措置を最大限とするものとする。

3 厚生労働省は、年金制度の企画立案に当たっては、機構から定期的に情報提供等される年金業務等の実態を踏まえるよう最大限努力するものとする。

(委託業務等の範囲等)

第3条 委託業務等に関し、厚生労働大臣が行う年金の裁定等(厚生年金保険法第100条の10第1項第4号に規定する当該裁定等の業務をいう。以下同じ。)以外の業務については、全て機構が実施するものとする。

2 前項の場合において、年金証書の作成等、厚生労働大臣等の名前による各種書類の作成は裁定等に含まず、機構が実施する委託業務等に含まれるものとする。

3 機構は、厚生労働省における裁定等に係る決裁業務のために、

当該裁定等に係る申請書類の審査等を行うとともに、その結果等を厚生労働省に報告するものとする。この場合において、当該報告は、委託業務等の性格、当該委託業務等に係るコンピューターシステムの処理内容等に応じて、できるだけ簡便な内容のものとする。

- 4 厚生労働省は、委託業務等の適正な実施に支障が生じないように、できるだけ速やかに決裁等を行い、その結果を機構に連絡するものとする。
- 5 前項の場合（年金の支給に係る委託業務等を除く。）において、法令等の要請や国民に対する迅速なサービスの提供という観点からやむを得ない場合には、機構は、厚生労働省における決裁等の終了を待たずに一連の委託業務等を実施するものとする。

（厚生年金保険法第 100 条の 6 等による事前の認可等）

第 4 条 厚生年金保険法第 85 条等の規定による保険料の繰上徴収に係る厚生年金保険法第 100 条の 6 等の規定による認可については、機構から厚生労働省への認可の申請時点において当該認可があったものとして、機構は一連の滞納処分等を実施するものとする。

（業務実施基準等の明確化）

- 第 5 条 機構は、委託業務等の実施に当たり、法令等の規定では解釈又は実施基準が明確でないと考えるときは、厚生労働省に対して、当該解釈又は実施基準を通知等により明確化するよう求めることができる。
- 2 前項の規定により機構から解釈又は実施基準の明確化を求められた場合には、厚生労働省は、通知等で明確化を図るよう迅速かつ誠実に対応するものとする。

（協定の改定）

第 6 条 本協定は、厚生労働省と機構との協議の上、必要に応じて改定することができるものとする。

（疑義についての協議）

第 7 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めがない事項については、厚生労働省と機構との協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、厚生労働省、機構がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 1月27日

年金局長



日本年金機構理事長

